平成２７年（フ）第５８号
佐賀県武雄市東川登町大字永野1243番地
債務者　米満　千恵
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３１６号
名古屋市熱田区三本松町６番２号　市営三本松荘601号
債務者　安藤　綾二
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８６号
名古屋市北区中味鋺３丁目622番地　レジデンス楠301号
債務者　安永　文子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２７号
愛知県半田市長根町３丁目１番地　医療法人一草会一ノ草病院内、住民票上の住所愛知県半田市大高町２丁目14番地　エピキュリアン半田208号
債務者　井上あづさ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６３号
北九州市小倉北区赤坂４丁目23番６号
債務者　伊達　順子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８２号
広島県福山市草戸町４丁目10番13―203号
債務者　廣野　　隆
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１５８号
神奈川県大和市中央林間２丁目４番21号　エクセル中央302
債務者　高橋　英暁
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８４号
青森県上北郡東北町大字上野字堤向３番地１
債務者　野村　　仁
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９４号
青森県東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂65番地54
債務者　貝塚　尚江
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７３号
青森県南津軽郡大鰐町大字八幡館字水入55番地
債務者　三浦千賀子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第６０号
神奈川県横須賀市吉倉町２丁目59番地　グリーンコーポネモト101
債務者　田村由美子（旧姓柴田・渡瀬）
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４４８号
名古屋市天白区御前場町31番地の１　御前場荘５棟506号
債務者　平林　由湖
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８５号
名古屋市熱田区桜田町13番10―404号　桜田団地
債務者　中村　佳男
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９３号
沖縄県中頭郡西原町字幸地981番地　県営幸地高層住宅１棟206号
債務者　新垣　節子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２３５号
熊本市東区桜木２丁目４番18号　陽光ハイツ203、住民票上の住所熊本県玉名市立願寺21番地４
債務者　林田　賢仁
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係